

特命随意契約理由書

406

件 名	ガスコージェネレーション保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校、麹町中学校、神田一橋中学校、麹町保育園に設置されたガスコージェネレーション（ジェネライト）保守点検業務
選 定 理 由	1. 各施設の機器、設備は、下記事業者が設置したものである。 2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	名 称 東京瓦斯株式会社 都市エネルギー事業部 住 所 港区海岸1-5-20
※ 契約年月日	令和 44 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,513,859 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

425

件 名	こころの健康サポート事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	職員のメンタルヘルス対策としてカウンセリング、ストレスチェック等を実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和3年1月29日付2千政人事発1569号 令和3年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 更新 令和2年7月16日付2千指業委第6号「指名業者選定委員会」承認 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ジャパンイーエーピーシステムズ 住 所 新宿区高田馬場4-3-7
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,174,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

460

件 名	フレイル予防講座等実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者は、加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、フレイル状態となると要介護状態に進む危険性が高まる。高齢者自らが心身状態を把握し、フレイルの概念を学び、適切に対応できるようにすることで、地域において自立した生活を送れるよう促す。 さらに講座終了後も継続して、フレイル予防に取り組めるよう支援し、参加者の行動変容を目指す。 また、オンラインツールを活用した講座においては、参加者が電子機器の操作方法に慣れ、日常生活の中でフレイル予防に関する有意義な情報獲得ができるようになることを目指す。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 31 年度 (令和元年 7 月 2 日 31 千保在支発第 212 号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3 継続年数 3 年 4 評 価 良好な業務成績のため 5 更 新 令和 3 年 10 月 21 日付 3 千指業委第 8 号「指名業者選定委員会」承認 令和 4 年度で更新 1 年目であり評価は良好なため、令和 4 年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 日本健康寿命延伸協会 住 所 東京都板橋区大山東町 45 番 2 号 1 階店舗
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日 一部事務委託
※ 契約金額	4,280,060 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ※ 令和 4 年度契約のため、契約金額は支出限度額
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

467

件 名	ポンプ所保守点検業務（第808号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田仮排水機所の排水設備機器保守点検及び非常時の運転管理
選 定 理 由	1. 設置 昭和 59 年 2. 本案件の保守対象機器は、（株）クボタが製作施工した機器である。 3. 本業務における機器、設備の維持管理で、設備の維持管理業務については、この機器の設計製作詳細内容（機器内部構造等機密部分詳細図面）及び点検業務に伴う数値資料等が、（株）クボタ及びメンテナンス部門を継承しているクボタ環境エンジニアリング（旧クボタ機工（株））以外に、保持されていないため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。以上の理由により下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名： クボタ環境エンジニアリング株式会社 所在地： 中央区京橋2丁目1番3号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,907,100 円（消費税を含む）
契約 期 間	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月31日 ※ 令和5年3月31日までの期間に限り、契約のため、契約金額は支出限度額
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

484

件 名	移植樹木管理業務（第303号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、道路工事に伴い移植した樹木の管理を委託する。
選 定 理 由	平成29年度道路工事に伴い、街路樹を下記の業者の土地に緊急で移植し管理を委託した。 移植した樹木は、樹勢を回復させた後でなければ再度移植することは困難であり、今年度も移植先で管理する必要がある。このため、樹木を移植した土地の所有者であり管理受託者である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 千代田区二番町1番2 番町ハイム427号 法人名 株式会社八廣園 東京支店 取締役支店長 渡邊 豪
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,183,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	営繕積算システム賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他（賃貸借）</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東京23区で統一した工事経費を算出し、23区内での工事経費積算額の不均衡を無くすとともに、積算業務の合理化・省力化を図るため、営繕積算システム（「RIBC2」）のライセンスの貸与と新年度単価等のデータ購入を行う。
選 定 理 由	導入年度 平成20年度 営繕工事経費積算は、東京都財務局で示される工事積算単価及び仕様を使用して積算するものであり、下記の事業者がシステムを開発し提供している。このため、システム開発、統一データ提供など全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上の理由から、下記事業者を契約相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 住 所 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル5階
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,003,200円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
担 当 課	施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

412

特命随意契約理由書

件 名	環境衛生システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所における環境衛生システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和2年9月3日付2千保生衛発第326号 令和2年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 2年 なお、下記業者は、「環境衛生システムの保守業務」(契約日3年4月1日)を受託した事業者であり、その業務評価は良好である。 以上の理由により、引き続き今回の業務について、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本コンピューター株式会社 東京営業所 住 所 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-42-5
※ 契約年月日	令和 44 年 44 月 1 日
※ 契約金額	1,601,424 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

184

件 名	九段さくら館保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段さくら館の居住者の利便を図り、施設の機能及び美観を維持する。
選 定 理 由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和3年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 川上管財株式会社 住 所 東京都千代田区神田須田町一丁目26番地芝信ビル
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,655,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

184

件 名	九段さくら館保守管理業務（九段上集会室清掃業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段上集会室の美観と衛生的な環境を維持するため、清掃業務を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（令和元年 12 月改訂）に基づき令和 3 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 川上管財 株式会社 住 所 東京都千代田区神田須田町 1-26 芝信ビル
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,655,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

167

件 名	九段上集会室機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段上集会室における災害・犯罪・事故等を未然に防止するとともに、緊急時における迅速な対応を図り、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	本集会室は、平成7年から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和3年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 総合警備保障株式会社 住 所 東京都港区元赤坂一丁目6番6号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	528,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

167

件 名	三崎町中継所及び飯田橋車庫機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所及び飯田橋車庫における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	三崎町中継所は東京都からの移管（平成12年）以前から、飯田橋車庫は平成12年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和3年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 総合警備保障株式会社 住 所 東京都港区元赤坂1丁目6番6号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,610,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

191

件 名	区立学校施設の施設管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校・番町小学校・お茶の水小学校・神田一橋中学校・旧今川中学校における、夜間・休日の学校施設の目的外使用時の受付対応等、施設管理業務
選 定 理 由	本件は、区立学校施設内における施設の目的外使用時の受付対応等、施設管理業務を行うものである。本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき高齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 19,804,707 円（消費税を含む） ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

191

件 名	小学校学童交通安全指導及び来訪者受付業務
種 類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 事物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校及び区立児童館、児童センター等の登校時・下校時における安全確保並びに区立小学校来訪者の受付業務
選 定 理 由	本業務は、区立小学校児童の登校時・下校時における横断歩道での安全確保及び区立小学校の来訪者の受付業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所：千代田区九段南一丁目 6 番 10 号かがやきプラザ 4 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	64,569,997 円 (消費税を含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	教育委員会事務局 子ども部 学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

189

件 名	区有施設等受付管理業務（リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務
選 定 理 由	本件は、リサイクルセンター鎌倉橋の運営（受付、管理、販売、精算、環境意識の啓発、清掃等）の業務を円滑に行うため、受付等管理を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 1 0 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,981,280 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

189

件 名	再生自転車販売業務
種 類	物 品：委託
概 要	① 再生自転車の搬入補助業務 ② 再生自転車販売業務 ③ 再生自転車販売実績報告
選 定 理 由	本件は、リサイクルセンター鎌倉橋内における再生自転車販売の業務を円滑に行うため、再生自転車販売業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 10 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	185,328 円（消費税を含む）
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

189

件 名	一番町集会室及び麴町集会室管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	一番町集会室及び麴町集会室の鍵の開閉、機械警備の設定解除、利用者承認書の確認等の集会室管理
選 定 理 由	本業務は、一番町集会室及び麴町集会室の管理業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づく高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1-6-10
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,501,328 円 (消費税を含む) ※ 印 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 麴町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

189

件 名	神田公園区民館・内神田集会室受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田公園区民館・内神田集会室の鍵の開閉、利用承認書の確認、忘れ物の管理等の集会室管理
選 定 理 由	本業務は、神田公園区民館・内神田集会室の受付業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,233,439 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

189

件 名	休日応急診療所案内業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	休日応急診療所の診療業務時間における千代田保健所の開所及び閉所業務、利用者への案内等の業務
選 定 理 由	本件は、千代田保健所（以下「本所」という。）内における休日診療所の業務を円滑に行うため、有人警備による本所の開所と閉所、診療所開設時間内の案内業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 10 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,415,288 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域保健課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

189

件 名	区民集会室管理等業務（子ども発達センター入館業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	子ども発達センターを利用する未就学児童や乳幼児を連れた保護者の来館が集中する時間帯に、自転車の駐輪や6階への案内等、入館対応を業務委託にて実施する。
選 定 理 由	本業務は、神田さくら館（児童・家庭支援センター）内における子ども発達センターの業務を円滑に行うため、入館業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済及び社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	461,538 円（消費税を含む） ※ 半面 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

193

件 名	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
選 定 理 由	本業務は、神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以下の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 1,754,591 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

193

件 名	和泉橋出張所・区民館日常清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉橋出張所・区民館の日常的な清掃業務
選 定 理 由	本件は、和泉橋出張所・区民館の衛生環境を保つために日常的な清掃業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済及び社会の発展に寄与する目的で設置されている。 以上の理由により、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南 1-6-10
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 (日
※ 契約金額	1,535,105 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	千代田区役所 和泉橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

193

件 名	麴町集会室日常清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町集会室の日常清掃業務
選 定 理 由	本業務は、麴町集会室の日常清掃を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づく高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1 - 6 - 1 0
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	127,056 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日
担 当 課	地域振興部 麴町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

193

件 名	九段上集会室清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段上集会室を快適で衛生状況を清潔に保つために、土・日曜日の清掃業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、九段上集会室の土・日曜日の清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	242,352 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

215

件 名	区立学校施設等の機械警備業務（神田さくら館 他 10 施設）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田さくら館・昌平童夢館・麹町二丁目公共施設、お茶の水小学校・幼稚園仮校舎、麹町中学校、神田一橋中学校、旧今川中学校、旧永田町小学校、神田保育園、麹町保育園および四番町保育園・四番町児童館仮施設における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	各施設は、神田さくら館が平成 22 年、昌平童夢館が平成 27 年、麹町二丁目公共施設が平成 15 年、お茶の水小学校・幼稚園仮校舎が平成 14 年、麹町中学校が平成 24 年、神田一橋中学校が平成 24 年、旧今川中学校が平成 22 年、旧永田町小学校が平成 6 年度、神田保育園施設が平成 25 年から、麹町保育園が平成 28 年度から、四番町保育園・四番町児童館仮施設が平成 29 年度から下記業者製の現行の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 3 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 セノン 住 所 東京都千代田区神田須田町 2-3-1 NBF 神田須田町ビル 8 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	8,252,217 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項

目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

519

件 名	区立小中学校 ICT 学校教育システムのサポート・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	小学校・中学校における「ICT 教育システム・校務システム」をより効果的に活用していくために、現行のシステム全般を見直し、I C T 学校教育システムとして再構築する。それにより情報教育、教科指導における ICT 活用、校務の情報化をより一層推進する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 (令和3年3月17日付2千子指導発第999号、令和3年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条4号 3. 継続年数 1年 継続2年目であり、令和3年度の業務成績は良好であるため令和4年度においても下記業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 営業3課 所 在 地 東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	425,541,875 (消費税込み)
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

457

件名	区立富士見小学校 3・4階教室 機械設備改修業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	3・4階教室改修に伴う機械設備関係の改修業務を委託する。
選定理由	本業務は、令和3年度に委託した当該改修の実施設計に基づき、機械設備関係の改修業務を実施するものである。 本施設は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し設計・建築・維持管理業務を実施している。 下記業者は、本施設の建物保全業務事業者としてアンファン富士見株式会社の構成員となっているため、本業務を行える唯一の事業者である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 首都圏支社 住所 東京都荒川区荒川七丁目19番1号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,969,000円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年8月31日まで
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

453

件名	区立富士見小学校体育館照明設備LED化 機械設備改修業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	体育館照明設備LED化に伴う機械設備関係の改修業務を委託する。
選定理由	本業務は、令和3年度に委託した当該改修の実施設計に基づき、機械設備関係の改修業務を実施するものである。 本施設は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し設計・建築・維持管理業務を実施している。 下記業者は、本施設の建物保全業務事業者としてアンファン富士見株式会社の構成員となっているため、本業務を行える唯一の事業者である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 首都圏支社 住所 東京都荒川区荒川七丁目19番1号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	561,000円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年8月31日まで
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

190

件 名	広場管理及び清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	広場の開閉場、設備の点検、利用者の見守り及び清掃等管理業務
選 定 理 由	本件は、衆議院九段議員宿舎跡地を子どもの遊び場として、九段南一丁目借受地を子どもの遊び場及びまちかど広場として使用するため、管理及び清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1-6-10
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,071,690 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	千代田区教育委員会事務局 子ども部子育て推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

190

件 名	公園等清掃作業及び広場等管理業務（第709号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	公園・児童遊園等をより快適に利用できるように清掃の充実を図るとともに小川広場等の管理業務を行う。
選 定 理 由	本件は、公園・児童遊園等の清掃並びに小川広場等の管理業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項による千代田区指定の団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所：千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	32,699,411 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 3 1 日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

190

件 名	外濠公園総合グラウンド管理受付および管理棟における消毒作業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	外濠公園総合グラウンド管理受付業務
選 定 理 由	本件は、外濠公園総合グラウンドの利用受付・施設の清掃・管理運営業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高年齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南 1-6-10
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12,986,717 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

495

件 名	麴町中学校総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町中学校の総合管理業務
選 定 理 由	下記事業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき、令和 3 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で令和 4 年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ニッセイファシリティ株式会社 千代田支店 住 所 千代田区岩本町 2-9-11
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	49,600,100 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

192

件 名	修理等軽作業業務（家具等修理業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルセンター鎌倉橋等で再生家具として展示販売を行うため、粗大ごみとして排出された家具等の修理業務を委託する。
選 定 理 由	本件は、粗大ごみとして排出された物をリサイクルセンター鎌倉橋等で展示・販売するため、修理・再生を行う業務である。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 10 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,126,224 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

192

件 名	「広報千代田」 5 日号等の発送等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「広報千代田」を1号につき1, 630件程度封入・封緘し、郵送希望者、区政関係者、官公署、報道機関などに送付する作業。あわせて、区立施設をはじめとした公共施設等に最新号の「広報千代田」を補充しバックナンバーを整理する作業。
選 定 理 由	本件は、広報広聴課内における「広報千代田」の郵送希望者、区政関係者、官公署、報道機関などに送付する業務と、公共施設等に最新号の「広報千代田」を補充しバックナンバーを整理する業務を円滑に行うため、「広報千代田」5日号等の発送業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目6番10号かがやきプラザ4階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	901,989 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

481

件 名	昌平童夢館 コミュニティスクール受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、夜間・学校休業日等小学校・児童館等の施設を使用していない時間に、施設の一部を一般利用者へ生涯学習の場として提供するものであり、運営に必要な受付業務について委託する。
選 定 理 由	本業務の受付に関しては、施設の構造上、昌平まちかど図書館で施設利用者の受付も行っているため、まちかど図書館をその管理下に含む千代田区立図書館の指定管理者グループの構成員であり、本施設を管理する下記業者に円滑な履行をさせることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヴィアックス 住 所 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号
※ 契約年月日	令和 44 年 4 月 / 日
※ 契約金額	8,561,520 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

481

件 名	神田さくら館 コミュニティスクール受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、夜間・学校休業日等小学校・児童館等の施設を使用していない時間に、施設の一部を一般利用者へ生涯学習の場として提供するものであり、運営に必要な受付業務について委託する。
選 定 理 由	本業務の受付に関しては、施設の構造上、神田まちかど図書館で施設利用者の受付も行っているため、まちかど図書館をその管理下を含む千代田区立図書館の指定管理者グループの構成員であり、本施設を管理する下記業者に円滑な履行をさせることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヴィアックス 住 所 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号
※ 契約年月日	令和 44 年 44 月 / 日
※ 契約金額	11,948,640 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特 命 随 意 契 約 理 由 書

586

件 名	西神田コスモス館 消火器交換業務
種 類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田コスモス館の各階に設置している消火器につき、有効期限を過ぎて使用できない消火器73本を、新たな消火器に交換し、その設置作業を行う。また、交換した有効期限切れの消火器を廃棄する。
選 定 理 由	本件業務は、令和3年度に下記業者が落札した「西神田コスモス館 消防用設備不具合箇所改修業務」（契約番号：880）において、業務内容に含まれていた作業である。しかし、落札後、昨今のコロナ禍での影響による消火器の供給不足により、期限までに納品が出来ないことが判明し、契約変更を行い消火器の交換作業を業務内容から削除した。 消火器の交換は、上記改修業務において当然落札業者が行うものであったため、すでに入札後の2月時点で下記業者がメーカーに発注依頼済みであり、納品の遅れは発注後に判明した。 発注後の取消しにかかる費用や、新たな競争入札を実施した後の更なる遅滞、さらに、住宅や児童施設を含む複合施設において、使用不可の消火器が多数在るという安全上の問題から、現時点で最も早く対応が可能である下記業者を契約相手に指定する。
契 約 の 相 手 方	名 称 東京ビル整美株式会社 住 所 千代田区外神田1-8-13
※ 契 約 年 月 日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契 約 金 額	715,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年5月31日まで
担 当 課	子ども施設課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

4411

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム等の 保守・運用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区ホームページでの情報提供を継続して行うため、機器及び システムの保守を実施し、システムに生じるトラブルを回避する他、 区ホームページの日常的な修正・更新業務と、サーバ等の不具合が生 じた場合の原因究明・対策を行い、ホームページの維持更新を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和元年度 (令和元年7月30日付31千政広報発第63号 令和2年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4 号 3. 継続年数 3年(令和4年度) 4. 評価 良好な業務成績のため
契約の相手方	名 称 グローバルデザイン株式会社 東京オフィス 住 所 東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー9階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12,768,624 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表
項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい
ます。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

390

件 名	千代田区文化財保存活用地域計画策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、千代田区内にある様々な歴史・文化資源および周辺環境を含めて把握を行い、長期的な視野に立ち計画的に文化財の保存活用を図るために必要な「千代田区文化財保存活用地域計画（以下、「区地域計画」という。）」の作成を支援する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） ※令和3年3月1日2千地文振発第442号 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 2年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ランドブレイン株式会社 住 所 千代田区平河町一丁目2番10号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,402,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

50 /

件 名	千代田区万世橋出張所・区民館植栽維持管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（ ）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区万世橋出張所・区民館の建物・敷地内緑化等の緑化のために設けた植栽の剪定・刈込、病虫害防除、除草、施肥等（以下「植栽作業」という。）の管理を行う。
選 定 理 由	千代田区万世橋出張所・区民館（以下「区民館」という。）は、令和2年12月に竣工し、令和3年2月に開設した。 区民館の緑化のために設けた植栽については、新築工事に際して自動灌水装置が設置されており、灌水装置の状態・状況の確認と、植栽の維持管理・育成等とは密接不可分な状況にあり、植栽作業の経験知識だけでなく、区民館に設置されている自動灌水装置に関しても熟知・状況管理等を行える必要がある。 下記事業者は、建物・敷地内の植栽に際して、区民館の建設当時を建築、設備業者とともに地上部の植栽及び区民館2・3階部分の人工地盤における自動灌水装置の設置、植栽を行った「内山緑地建設㈱」の関連子会社で、植栽の管理を担当している業者であることから、植栽作業のみならず、自動灌水装置に問題が生じた場合でも、建物の構造・システム設備等にも通じており、植栽の維持管理業務を円滑に行うことができることから、下記業者を契約の相手方として指名する。
契約の相手方	名 称 東京グリーンサービス株式会社 住 所 中央区八丁堀二丁目8番2号
※ 契約年月日	平成 44 年 4 月 1 日
※ 契約金額	682,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
担 当 課	地域振興部 万世橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

4448

件 名	千代田区立学校等用務業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立学校等における園児、児童及び生徒の安全で安心した学校園生活と教育活動を安定的に推進するため、また教職員が学校園生活を円滑に行えるようにするため、備品等の管理や来校園舎の応対等を含む用務業務を委託する。 ＜履行場所＞ (1) 麴町中学校 (2) お茶の水小学校及びお茶の水幼稚園 (3) 昌平小学校及び昌平幼稚園
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年9月8日3千指業委第7号 プロポーザル方式承認 令和4年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザル方式によって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 光管財株式会社 千代田支店 所在地 東京都千代田区富士見1-11-23 フジミビル303
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	59,775,258 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

557

件 名	千代田区立九段中等教育学校 I C T 支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立九段中等教育学校において I C T を活用した授業を実践するため、I C T の活用方法に精通した支援者（を定期的に来校させ、本校の目的や要望に応じた I C T 活用の提案・情報発信や授業支援・教材作成支援・研修を実施する。
選 定 理 由	当案件について、令和 4 年 2 月 28 日に見積合わせを行ったが、応札業者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社サンコー 住 所 北海道札幌市清田区北野二条三丁目 11 番 22 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,750,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 九段中等教育学校
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

410

件 名	千代田区商店街活性化支援等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、区内の商店会・商店街振興組合（以下「商店会等」という。）に対する千代田区の支援体制を補完することを目的に、決算書類収集業務、補助金関係相談受付等業務、支援情報発信業務、大学等連携コーディネート業務及び区政課題取り組み促進業務を行うものである。
選 定 理 由	本契約の目的を達成するためには、下記の複数の条件を満たすことが必要である。 ① 商店会等の会則・規約、役員名簿、決算書類、事業の明細などの内部情報の取扱いを認められていること ② 商店会等における支援の需要を把握するとともに、支援の方策に関し高度の専門性を有すること ③ 商店会等における学生ボランティアの需要を把握するとともに、必要なマッチングを行うに十分な関係性を有すること 上記の一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者は1者に特定される。 以上のことから、下記団体を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区商店街連合会 住 所 千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクエア 4 階
※ 契約年月日	令和 44 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,400,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

256

件 名	千代田保健所総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所の庁舎管理
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 3 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き翌年度に限り契約相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社サンアメニティ 住 所 東京都北区王子 3-19-7
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 日
※ 契約金額	41,800,000 円 (消費税を含む) ※令和4年度は契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 地域保健課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

442

特命随意契約理由書

件 名	地域医療・介護サービス資源情報システム保守・運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	(1) 地域医療・介護サービス資源情報システムの運用、保守 (2) 掲載対象機関への調査業務（一斉郵送調査） (3) 関係者向けサイトユーザー登録依頼書発送業務 (4) その他付帯業務
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成29年度 (平成29年9月15日付29千保在支発第179号) 平成29年9月30日開始 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 5年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 更新 令和3年10月21日付3千指業委第8号「指名業者選定委員会」承認 令和4年度で更新1年目であり評価は良好なため、令和4年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 住 所 東京都新宿区西新宿2-1-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,899,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

504

特命随意契約理由書

件 名	電子決裁・共通基盤システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANに接続する全庁LAN用端末から電子決裁・共通基盤システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 18 年度（平成 19 年度開始） （平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 継続 15 年 4. 評価 良好のため 5. 再延長 平成 28 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認 6. 更新 2 回目、通算 16 年目であり、評価も良好なため継続により 下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 R K K C S 住 所 熊本市西区春日 3 丁目 15-60 J R 熊本白川ビル 11 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	12,962,400 円（消費税を含む）
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	I T 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	土木工事CADシステム用機器等の保守（第 802 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	日常業務で使用する図面作成ソフトウェア AutoCAD LT を含む「土木工事 CAD システム」は全庁 LAN セキュリティ上、既存の LAN とは論理的に切り離れた独自の業務用 LAN を構築している。 本件は、ネットワーク配線等も含めた「土木工事 CAD システム」の保守点検を行うものである。
選 定 理 由	土木業務で使用する「土木工事 CAD システム」は、平成 28 年度に公募制指名競争入札により下記業者が独自に調達・構築した。 本保守業務は、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分な上、下記業者以外が対応した場合、責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処に支障が生じる。 以上の理由により、本システムを開発・構築した下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地 千代田区神田錦町 1-19-1 名 称 神田通信機株式会社 通信統括支店
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	721,380 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

518

件 名	東京電子自治体共同運営電子申請サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他（賃借）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	都内自治体が共同で運用するインターネットを利用した電子申請サービスを利用し、区民からの申請のうちの一部を電子申請により実施する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成 16 年度 本業務は、東京都と都内の区市町村と共同で設立した「東京電子自治体共同運営協議会」で業者選定および構築したものである。 2. 受託業者 富士通㈱が選定され、業務を行っている。 3. 本システムは、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する現行システム運用者にしか改造、改良、保守、点検等できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 富士通 Japan 株式会社 東京エリア本部 東京第一統括ビジネス部 所 在 地 東京都港区東新橋 1-5-2
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,705,596 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

278

件 名	道路修正設計業務（二七通り）（第 313 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	二七通りにおける道路の設計を行うもので、令和 3 年度に下記業者が受託した「測量及び道路詳細設計業務（二七通り）（第 301 号）」に基づき、修正設計を行うものである。
選 定 理 由	本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、下記業者は令和 3 年度に契約した「測量及び道路詳細設計業務（二七通り）（第 301 号）」の受託者であり、測量及び道路設計等で培った知識や現場状況等に熟知・精通している。さらに、関係機関や地元関係者等との協議を継続的に行っていることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。なお、令和 3 年度の業務成績は良好である。 したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社高島テクノロジーセンター東京営業所 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	9,999,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 20 日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

274

件 名	特定建築物定期調査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第 12 条第 1 項の規定に基づく、特定建築物定期調査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選 定 理 由	定期報告制度の予備審査等の体制は、昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき整備されてきた。 当該法人は、各都道府県の区域ごとに、特定建築物定期調査報告代行業務の受託等をおこなう団体として設立された法人であり、平成 10 年 7 月に設立されて以来、区の指導・協議のもと本業務を行っている。現在のところ、この団体以外に当該業務を行う団体は存在しない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住 所 東京都新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 0-PLACE 2F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	689,810 円 (消費税を含む)
契約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

※ 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日のため、契約金額は支出限度額

特命随意契約理由書

件 名	特別区税電話催告業務及び滞納整理等補助業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <u>物品・委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別区税収納の確保を図るとともに、納税者の便益向上を図ることを目的に、電話や SMS による納付勧奨や特別区税滞納整理事務等のうち定型的な業務処理について委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 3 年度 (令和 4 年度開始) (令和 3 年 12 月 28 日付 3 千地税務発第 613 号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 6 号 3. 継続年数 初年度 公募型プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 アイティフォー 住 所 千代田区一番町 21 番地 一番町東急ビル
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13,645,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 税務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

499

件 名	日経テレコン21使用料
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした500以上の情報源、140万社超の企業情報などのデータベース検索が可能なwebサービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選 定 理 由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 東京都千代田区大手町1-3-7
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	256,080 円（消費税を含む） ※ 印 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部契約課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

499

件 名	日経テレコン21使用料
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした500以上の情報源、140万社超の企業情報などのデータベース検索が可能なwebサービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選 定 理 由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 東京都千代田区大手町1-3-7
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	228,795 円（消費税を含む）
契約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日 * 単/回 契約のため、契約金額は支出限度額
担 当 課	区議会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

499

件 名	日経テレコン 21 の利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした 500 以上の情報源、150 万社超の企業情報などのデータベース検索が可能な web サービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選 定 理 由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 千代田区大手町 1-3-7
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	212,968 円（消費税を含む） ※ 半/年 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

114

件 名	飯田橋車庫車庫棟排水処理設備保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	飯田橋車庫車庫棟排水処理槽において、1ヶ月に2回、技術者による機械、電気設備等の処理能力管理を実施する。 また、水質管理、薬剤等の補給業務を実施する。
選 定 理 由	下記業者は、飯田橋車庫車庫棟給排水処理設備を製造、設置した業者であり、専門的な知識と経験（MLSS濃度を高く維持するには、排水の流入状況・水温の変動・汚泥発生状況等を観察し、攪拌空気量や循環汚泥を適切に調整する専門的な技術が必要である）を有し、機器の構造にも熟知しているため、適切な維持管理が可能である。また、機器、設備等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む）は、既設の機器、設備等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 ※ MLSS (Mixed liquor suspended solid) 活性汚泥法における曝気槽内の活性汚泥量をmg/リットルで表し、活性汚泥浮遊物質と言う。曝気槽の浄化能力を維持するために、量を適正に保つ必要があるもので、通常、3000～6000mg/リットルで管理されている。
契約の相手方	名 称 株式会社日本プラント建設 住 所 江東区高橋13番15号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,640,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部千代田清掃事務所 (飯田橋車庫)
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

368

件 名	番町小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校の給食にかかる調理および配送、配膳等業務を委託する
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成29年度（平成30年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 更新 令和2年9月10日「指名業者選定委員会」承認 継続5年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 東京都千代田区神田錦町 3-20 会社名 一富士フードサービス株式会社 関東支社
※ 契約年月日	令和 44 年 4 月 1 日
※ 契約金額	28,640,700 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

204

件 名	番町小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	番町小学校には、民設民営の学校内学童クラブ(アフタースクール)が併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に行わせることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日本保育サービス 住 所 愛知県名古屋市東区葵3-15-31 千種ニュータワービル 17 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,584,790 円 (消費税を含む) ※ 総額 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

248

件 名	非常災害警戒勤務者の宿泊
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	年間を通じて、警戒勤務にふさわしい場所を確保する。
選 定 理 由	本施設は、警戒勤務者が常時待機し、災害発生時には災害対策・危機管理課へ直ちに参集しなければならないため、区本庁舎から徒歩圏内5分以内のものとしている。その要件を満たしさらに、施設内容として、以下の条件を満たしている唯一の施設である。 ①耐震性に優れている施設で室内環境が整っている。 ②朝食付きである。 ③消防法に基づき施設に指摘・改善命令等がない。 ④インターネット、WI-FI が無料で使用可能である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	名 称 株式会社 京王プレッソイン 京王プレッソイン東京九段下 住 所 東京都千代田区九段北1-7-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,780,020 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

261

件 名	非常通報装置（学校 110 番）保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	教育施設、児童福祉施設の安全管理のため非常通報装置を設置しているが、非常時に正常に作動するよう保守点検を行う。
選 定 理 由	本件業務の履行にあたっては、下記の条件を満たす必要がある。 1. 非常ボタンを押すと警視庁通信司令室に自動的に通報され、警察官が駆けつけること。 2. 非常通報装置の中央監視センターを自社内に設置し、24 時間 365 日回線状態の監視・システムチェック等のシステム運用を行うこと。 契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、都内で全ての条件を満たす者が下記業者に特定される。 以上のことから、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 東京都セキュリティ促進協力会 住 所 豊島区東池袋 1-3 2-6 河合ビル 3 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,029,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	富士見出張所・区民館機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見出張所・区民館における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	本出張所・区民館は、平成13年5月から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和3年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 富士保安警備 住 所 墨田区両国2-16-5 あつまビル内
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	528,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

152

件 名	富士見出張所・区民館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見出張所・区民館の安全かつ良好な環境を保持し、快適な施設利用が行なえるよう、施設及び設備の点検・保守・運転・監視・清掃・環境測定等の業務を総合的に委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき令和 3 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 川上管財 株式会社 住 所 東京都千代田区神田須田町 1-26 芝信ビル
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,770,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

206

件 名	富士見小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	富士見小学校には、公設民営の富士見わんぱくひろば学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ポピンズ 住 所 東京都渋谷区広尾5-6-6 広尾プラザ5階
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	12,387,650 円（消費税を含む） ※ 経費率 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	風力・太陽光発電設備定期点検保守業務（第809号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	外濠公園総合グラウンド内に設置されている、風力・太陽光発電設備を良好に維持するために点検を行う。
選 定 理 由	1. 設置 平成21年度 2. 本設備は、下記業者2社が製造・設置したものである。 ① 風力・太陽光発電設備 2kw・・・エネルギープロダクト(株) ② 風力・太陽光発電設備 200w・・・シグナス（現(株)WIND-SMILE） 3. 設備の維持管理業務については、製造・設置業者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 4. (株)WIND-SMILE が、事業撤退により保守を継続することが出来なくなった。2kw 機の製造メーカーの下記業者は、設備内容が同様の 200 w 機の保守も可能であることから、同一契約とすることで経費の削減を図ることが可能である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名： エネルギープロダクト株式会社 住 所： 千代田区飯田橋1丁目3-2 曙杉館8F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,344,200 円（消費税を含む）
契約期間	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	保育園入園選考システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保育園入園選考システムが正常に稼働するよう、運用と保守を行なう。
選 定 理 由	システム導入年度 令和2年度 保育園入園選考システムは、下記事業者が、開発したものである。 保育園入園選考システムに関する保守・運用サポート業務であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由より、下記業者を契約相手方に指定することとする。
契約の相手方	名 称 株式会社両備システムズ 住 所 岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,452,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	保護者向け連絡配信システム運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区教育委員会及び千代田区立学校園・児童福祉施設と保護者等との連絡手段の一つとして活用するため構築したシステムについて、運用及び保守等を行う。
選 定 理 由	連絡配信システムは、従来のシステム運用事業者によるメールテキスト配信業務終了を受け、令和2年度に①教員の働き方改革を踏まえ、保護者からの欠席・遅刻連絡機能があることや電子ファイルが添付可能なこと、②保護者の連絡手段の多様化を踏まえ、アプリによる配信が可能なこと、③従来のシステム運用時と同様の個人情報収集内容であることから、特命随意契約により下記事業者のシステムを採用し、令和3年度から運用を行っている。 同事業者の運用システムについては、導入後に問題なく運用できしており、また、毎年度の事業者変更は保護者をはじめ学校・児童福祉施設職員の負担を招くことが想定される。 このことから、下記の事業者を契約相手方とする。
契約の相手方	名 称 バイザー株式会社 住 所 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル5階
※ 契約年月日	令和 44 年 44 月 / 日
※ 契約金額	1,254,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	千代田区教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

20 |

件 名	放課後子どもプラン「放課後子ども教室（学び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始）（令和2年2月5日付 31 千子児家発第 940 号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 2年 4 評価が良好なため。 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社神田外語文庫 住所 東京都千代田区内神田 2-13-9 神田外語本部ビル4階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	21,439,000 円（消費税を含む） ※ 令和4年度 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

197

特命随意契約理由書

件 名	放置自転車管理システムの保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	当区が構築した、放置自転車等管理システムが適切に稼働させることにより、放置自転車の撤去作業や撤去した車両の管理を効率的に行うことを目的とする。
選 定 理 由	下記業者は、令和3年度契約案件（契約番号 794 号）として見積競争によりシステム構築業者として選定された事業者である。同システムの保守は、構築事業者以外に適切に行うことができないため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヒューマン・インダストリアル・デザイン 住 所 大分県臼杵市大字臼杵 706 番
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,051,840 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	防火設備定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく、防火設備定期報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選 定 理 由	昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、建築基準法改正に伴い平成 28 年 6 月に「防火設備定期検査報告」制度が新設された。 当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、防火設備定期検査報告代行業務を行っている唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住 所 東京都新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE 2F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,957,510 円 (消費税を含む) ※新設契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

253

件 名	万世橋出張所及び万世橋区民館 総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他（ ）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区万世橋出張所・区民館における安全・良好な環境の保持、快適な施設利用のために、総合管理を行う。
選 定 理 由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針（平成19年12月改訂）に基づき、令和3年度当初案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和3年度の業務成績は良好なため、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 川上管財株式会社 住 所 千代田区神田須田町1丁目26番地 芝信神田ビル6階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	33,085,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
担 当 課	地域振興部 万世橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

229

件 名	有料ごみ処理券（有料シール）の印刷
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	事業者や区民が事業系ごみ及び粗大ごみを排出する場合、各区の条例で、ごみ袋や粗大ごみ等に各区有料シールを貼付する事が定められている。こうしたごみを排出する際、添付する有料シールを作成する。
選 定 理 由	有料シール作成にあたっては、印刷経費の低減を図るために23区がそのスケールメリットを生かし、契約相手方を1社とする手法が有効として従前から導入している。 このため、23区の清掃事業移管準備担当課で組織していた清掃部会において業者の選定を行い、その上部組織として、清掃事業移管準備担当部長を構成員とする清掃移管実施委員会（以下「委員会」という。）において了承され、業者選定を行ったものである。 下記事業者はこの委員会で選定されたものであるため契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 凸版印刷株式会社 住 所 東京都文京区水道1-3-3
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,385,200 円（消費税を含む） ※ 4/56 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	幼稚園・保育園・こども園給食用パンの購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	幼稚園・保育園・こども園の給食用にパンを購入する。
選定理由	幼稚園・保育園・こども園の給食は、乳幼児の食事を提供するもので、安全の確保が強く求められている。 学校給食用のパンは、(公益財団法人) 東京都学校給食会より給食パン加工委託工場の指定がある加工委託工場から納品を受ける必要がある。 下記業者は、(公財) 東京都学校給食会の加工委託工場であり、区内学校と同様に、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 東京都江東区千田 13-10 会社名 株式会社 大森製パン
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	7,094,325 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

479

件 名	幼稚園・保育園・こども園給食用菓子の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <u>物品</u> ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	幼稚園・保育園・こども園の乳幼児の延長保育用菓子を購入する。
選 定 理 由	幼児が喫食する菓子は、献立に応じて多様な種類が必要で、且つアレルギーの対応や安全の担保が求められている。全ての商品の原材料配合率標記、アレルギー標記（原材料以外で製造工場内にあるアレルギー物質コンタミネーション含む）、遺伝子組み換え標記、製造所所在地（産地）標記、細菌検査結果標記がなされていることが必置である。 下記業者は区内全園への納品が可能で、上記条件を満たす唯一の業者であるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 東京都江戸川区西一之江4-8-22 会社名 株式会社 サンワールド東東京
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,512,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

421

件 名	例規検索システム等運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が保有する例規及び要綱並びに法令データを編集してデータベース化し、 Web 上で閲覧・検索ができるシステムの運営を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 30 年 10 月 29 日付、30 千政総務第 254 号 平成 31 年度開始) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3 継続年数 3 年目 4 評価 良好なため 継続 4 年目であり、評価は良好なため、引き続き令和 4 年度においても、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称： 第一法規株式会社 住所： 東京都港区南青山二丁目 11 番 17 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,443,440 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部 総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

386

件 名	露出量測定業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品、 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区役所が実施する行政サービス、各種事業、施策等に関連する報道の露出状況を把握するため、テレビ番組、新聞・雑誌等、WEBサイト、SNS (Twitter、Facebook) の露出状況を調査し、広告換算額等を算出する。
選 定 理 由	当案件について、令和4年3月17日に見積競争を行ったが、予定価格内の応札がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ビルコム株式会社 住 所 港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー11F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,906,740 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和4年12月31日
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

345

件 名	和泉小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉小学校の給食にかかる調理および配送、配膳等業務を委託する
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成29年度（平成30年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 更新 令和2年9月10日「指名業者選定委員会」承認 継続5年目であり、業者業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 東京都港区赤坂 2-23-1 会社名 株式会社 メフォス
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	25,355,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

344

件 名	麴町小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町小学校の給食にかかる調理および配送、配膳等業務を委託する
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成29年度（平成30年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 更新 令和2年9月10日「指名業者選定委員会」承認 継続5年目で業者業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 東京都港区赤坂 2-23-1 会社名 株式会社 メフォス
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	33,347,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

287

件 名	麴町中学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町中学校の給食にかかる調理および配送、配膳等業務を委託する
選 定 理 由	1.プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） 2.該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3.継続年数 初年度 4.プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 東京都台東区東上野一丁目14番4号 会社名 株式会社 東洋食品
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	30,426,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

348

件 名	麴町保育園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成30年度（平成31年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好のため 5. 更新 令和3年9月8日「指名業者選定委員会」承認 6. 通算4年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 東京都港区赤坂二丁目23番1号 会社名 株式会社メフォス
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	20,702,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

487

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（5月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和4年4月11日
※契約金額	2,479,850円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和4年5月1日から令和4年5月31日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

544

件 名	いきいきプラザ一番町配管劣化調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区一番町12
概 要	竣工後 27 年経ち劣化した配管を調査するにあたり、高精度の配管劣化度調査を行う。 従来のX線のみによる診断では、精細な状態の把握は困難であり、劣化が予想される配管全てについて改修する必要があった。
選 定 理 由	下記業者は、配管の劣化度の判定について、X線・超音波・水質等の検査と検査結果に基づく配管寿命の評価を総合的に高精度で判断することができる「配管評価方法」と「配管検査方法」の特許を取得している。 この技術を利用して配管の劣化度と寿命を判定できるのは下記業者のみである。特殊な技術を用いて設備の行う点検業務であり、特定のものでなければ役務を提供することができない。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 札幌施設管理株式会社 住 所 北海道札幌市白石区南郷通14丁目北3番37号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 15 日
※ 契約金額	6,710,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年6月30日まで
担 当 課	施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム等の改修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区ホームページと災害対策・危機管理課が所管する「安全・安心メール」の連携を図るため、システム等の改修を行う。
選 定 理 由	「千代田区ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム等の保守・運用支援業務」については、プロポーザル方式で選定された下記事業者が令和2年度から継続して受託している。 既存のシステム等に改修、動作確認及び検証は、いずれも千代田区ホームページのプログラム等を十分理解し維持した状態で作業を行う必要があるため、同事業者に委託することが適切であることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 グローバルデザイン株式会社 東京オフィス 住 所 東京都港区港南二丁目 16 番 4 号 品川グランドセントラルタワー9階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 26 日
※ 契約金額	1,034,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日から令和4年5月31日
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	BPR（業務改革）推進支援及び RPA 導入業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	将来の労働力人口減少や区政のデジタル化を見据えた区内 BPR の推進にあたり、専門的知見に基づく助言や技術的支援を行う。 また、職員の定型業務にかかる負担を軽減させるため、BPR の結果、RPA の導入が有効と判断した業務に対して RPA を構築する。
選 定 理 由	当該事業者は令和元年度から令和 3 年度まで本区の RPA 活用支援業務を受託しており、RPA の導入にあたって必須となる BPR の推進支援を通じて本区の業務特性やデジタル化に向けた諸課題を詳細に理解している。 BPR の過程で行う業務類型別整理は当該事業者独自の手法であり、令和 3 年度は本手法に基づき一部の職員に対して研修を実施した。区内の BPR 推進機運を一層高めるためには、受講対象職員を拡大して研修を継続する必要があるが、業務整理の手法について職員の認識を統一させることが円滑な BPR の推進に資することから、同一手法に基づく研修実施が望ましい。 また、当該事業者は令和 3 年度に実施した BPR 相談会において、RPA の導入が効果的な業務について整理・分析を行っていることから、迅速かつ円滑に RPA の構築を行うことが可能である。 加えて、区政のデジタル化を円滑に進めるうえで、職員が BPR の観点から業務のあり方を整理する必要性が一層高まることから、当該事業者が別途受託している DX 推進支援業務との連携も必須である。 以上から、当該事業者の専門的な知見や経験に基づく助言、技術的支援を得ることが本業務の遂行にあたって最も有効であるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日

※ 契約金額	29,440,125 円 (消費税を含む)
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担当課	政策経営部企画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	D X推進支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、令和3年度に区がまとめた、D X推進に向けた方針や方向性、めざす姿等に向けて、取組みを推進していくにあたり、基礎調査の実施、庁内検討体制の支援、行政手続きオンライン実証実験、ペーパーレス支援など、専門的な知見、経験に基づく具体的な助言や支援を得るものである。
選 定 理 由	令和3年度から全庁的にD X推進の検討を進めており、推進に向けた方針や方向性、めざす姿等をD X戦略としてまとめるとともに、行政手続きオンライン化実証実験をはじめとする、取組みの試行的実施を行ってきた。 本業務である、庁内検討体制の支援や具体的取組みの検討においてはこれまでのD X推進の方向性や取組みを前提に十分検討しなければ、真に効果的なD Xの実現につなげることは困難であり、本業務と密接不可分である。また、本業務の実施にあたっては、令和3年度に実施した行政手続きオンライン化実証実験の結果を十分に踏まえ、オンライン化の機能要件としてまとめ、さらには、その後のより効率的な実施につなげていく継続的な取組みである。 以上のことから、本業務は、D X推進と密接不可分かつ継続的な業務である。 下記業者は、令和3年度に区がD X推進に向けた方針や方向性、めざす姿等をまとめ、併せて行政手続きオンライン化を含む取組みの試行的実施を行う、D X推進支援業務を受託している。 上記のとおり本業務と密接不可分であるD X推進支援業務を、良好な業務成績で実施していることから、引き続き、令和4年度においても下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 44 年 44 月 / 日

※ 契約金額	48,090,046 円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担当課	政策経営部IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

571

件 名	デジタル複合機・プリンタの複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANプリンタおよび複合機が常時正常な状態で使用できるよう、全庁LANプリンタ (DocuPrint 3000・P450d) 及び複合機 (ApeosPort-IV C7785・C5585) の消耗品の供給・機器の点検修理等を行う。
選 定 理 由	本件は、平成 29 年 5 月供用開始の競争入札により下記の事業者を決定したものである。 令和 4 年度は 6 年目であり、金額・使用条件その他の事項についても前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 住 所 江東区豊洲 2 丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	69,960,000 ※ 総額 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

571

件 名	デジタル複合機の複写等サービス業務（千代田会館）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> 委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANプリンタおよび複合機が常時正常な状態で使用できるよう、複合機（ApeosPort-IV C5585）の消耗品の供給・機器の点検修理等を行う。
選 定 理 由	本庁及び庁外拠点の複合機及びプリンタは、平成29年5月供用開始の競争入札により下記の事業者を決定し、利用している。 金額・使用条件その他の事項についても本区の他の複合機と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社 住 所 江東区豊洲2丁目2番1号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2640,000 ※総価単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	IT推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行例第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	車いす対応用複合機の複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANプリンタ及び複合機として設置する本庁舎 3F 障害者福祉課の複合機が常時正常な状態で使用できるよう、消耗品の供給等を行う。
選 定 理 由	本庁及び庁外拠点の複合機及びプリンタの複写等サービス業務は、平成 29 年 5 月供用開始の競争入札により下記の事業者に決定した。 金額・使用条件その他の事項についても本区の他の複合機と同条件での提供とし、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 住 所 江東区豊洲 2 丁目 2 番 1 号
契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
契約金額	別紙単価表のとおり 785,400 (消費税を含む) ※総単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

57 /

件 名	デジタル複合機の複写等サービス業務（第 806 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	土木工事設計業務を円滑に執行するよう、デジタル複合機の設置、消耗品の供給、機器の点検修理等を行う。
選定理由	本件は、令和元年 10 月供用開始より、下記の事業者に決定したものである。 令和 4 年度は 4 年目であり、使用条件その他の事項について前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 住 所 東京都港区三丁目 1 番 1 号
※契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※契約金額	594,000 ※総価単価契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

571

件 名	カラー複合機の複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> 委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	カラー複合機が常時正常な状態で使用できるよう、九段中等教育学校複合機 (DocuCenter-VI C7771) の消耗品の供給・機器の点検修理等を行う。
選 定 理 由	本件は、平成 30 年 4 月供用開始の競争入札により下記の事業者を決定したものである。 本機器の耐用年数は、製造より概ね 5 年と設定しているため、入札金額は 5 年間の価格を想定している。 令和 4 年度は 5 年目であり、金額・使用条件その他の事項についても前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 住 所 東京都江東区豊洲 2 丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	700,920 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	医務薬事統合システムの保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所における医務薬事統合システムが正常に利用できる ように運用保守業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 27 年度 (平成 27 年 1 月 28 日付 26 千保生衛発第 458 号 平成 27 年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 継続年数 7 年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 更新 令和元年 12 月 17 日付 31 千指業委第 13 号「指名業者選 定委員会」承認 継続 8 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 4 年度に おいても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本コンピューター株式会社 東京営業所 住 所 埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-42-5 太陽生命大宮ビル 5 F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,502,688 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

405

件 名	河川情報システム総合保守業務（第805号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	台風等に伴う千代田区内の雨量及び河川水位を測定・監視する河川情報システムの機能を維持するため保守点検を行なう。
選 定 理 由	1 本システム、機器及び設備は、株式会社日本エレクトリック・インスルメント（現 ANEOS 株式会社）が開発、設置したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ANEOS 株式会社 住 所 目黒区中央町1-5-12
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,065,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

198

件 名	旧万世橋出張所・区民会館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	旧万世橋出張所・区民会館の安全・良好な環境の保持、快適な施設利用のために、総合維持管理を行い施設・設備の点検及び保守、運転、監視、清掃等の各業務を行う。
選 定 理 由	旧万世橋出張所・区民会館及び石丸2号館は、一体の共同建築物である。このため、一棟の建物を総合的かつ安全な環境と快適な施設利用を行うために、施設・設備の点検及び保守、運転、監視等の各業務を共同で管理していくための管理規約を定めている。この管理規約第4条第2項により、施設設備の保守管理は株式会社石丸本社と同一業者に委託することとなっている。以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社シミズ・ビルライフケア 住 所 東京都中央区京橋二丁目10番2号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契 約 金 額	2,281,070 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

400

件 名	区立小中学校・保育園のガス冷暖房機の保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	小中学校・保育園のガス冷暖房機の保守点検
選 定 理 由	1.各施設の機器、設備は、下記事業者が設置したものである。 2.本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京瓦斯株式会社 都市エネルギー事業部 住 所 東京都港区海岸一丁目5番20号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,104,305 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	財務会計システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANに接続する全端末から財務会計システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 18 年度 (平成 19 年度開始) (平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 継続 15 年 4. 評価 良好のため 5. 再延長 令和 3 年 12 月 16 日「指名業者選定委員会」承認 6. 更新 3 回目、通算 16 年目であり、評価も良好なため継続により 下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本電子計算株式会社 住 所 千代田区九段南 1-3-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,734,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	住居表示管理システム保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	本業務は、住居表示台帳の維持管理や住居表示に関する証明書等の発行機能を搭載した住居表示管理システム（以下「本システム」という。）の正常な稼働維持及び円滑な運用のため、システムの保守管理を実施するものである。
選 定 理 由	導入年度 令和元年度 下記業者は、本システムの開発業者であり、本業務は既設のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任が不明確になり、また、故障時の原因究明、故障修理などが困難になるなど、業務の履行が出来ない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名： 株式会社丸菱行政地図 住 所： 東京都台東区池之端二丁目5番41号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,078,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

420

件 名	出勤確認用 IC カードリーダー等の保守
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	出勤簿の電子化に伴い、職員の出勤記録は IC カードを利用した所定の操作によって行い、その情報をもとに職員の勤務状況等にかかる事務を処理している。 当該事務を正常かつ安定的に稼働させるため、IC カードリーダー等の保守を委託する。
選 定 理 由	出勤確認用 IC カードリーダー機器は、下記事業者が平成 19 年度に設置したものである。本保守業務については、既設の人事情報総合システム機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き令和 4 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アマノ株式会社 住 所 〒104-0061 中央区銀座 3-9-7 トランス銀座ビルディング
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,356,960 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	商工融資システムに係る保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	商工融資システムを円滑に運営するため、各種障害時に迅速に対応する保守業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成29年度 (平成30年2月1日付千地商観発第275号 平成30年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条 第4号 3. 継続年数 3年9か月 4. 評価 業務成績に問題が無いため 5. 継続4年目であり業務成績に問題が無いため、引き続き令和 4年度においても下記事業者を契約の相手方に選定する。
契約の相手方	名 称 (有) オー・シー・エス 住 所 東京都中野区野方1-32-1 石川ビル3F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	594,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

408

件 名	証明書コンビニ交付システム運用・保守業務
種 類	委 託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	コンビニ交付システムの運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	1 導入年度 平成 30 年度（平成 31 年 2 月開始） ※窓口受付システムは令和元年 9 月開始 2 継続年数 4 年 3 評価 業務成績良好のため 4 コンビニ交付システム（戸籍部分は除く）及び窓口受付システムは下記業者が構築しており、当該システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 2 7 6 - 6
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,723,900 円（消費税を含む）
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

195

特命随意契約理由書

件 名	新型コロナウイルス予防接種に係るコールセンター及び窓口等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>（委託）</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新型コロナウイルス予防接種に係る区民からの電話や窓口での問い合わせ対応や接種券の発行、接種記録の入力等、接種にかかる事務を行う。
選 定 理 由	下記業者は令和3年度に全国一斉に緊急的に実施した新型コロナウイルス予防接種事業において、接種スケジュールや詳細な事務手続きが確定していない中、「新型コロナウイルス予防接種に係るコールセンター及び窓口等業務」を受託しており、スタッフの募集・手配において迅速な対応を行い、安定した業務遂行を行った実績がある。 今後もワクチンの供給量や、接種スケジュールが流動的に変化していく状況が続くと予想されるため、本事業において引き続き安定した業務遂行が期待できる下記業者を本件の契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 アデコ株式会社 住 所 千代田区霞が関3-7-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	72,033,162 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和4年9月30日まで
担 当 課	健康推進課（新型コロナウイルス予防接種担当）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

233 ~ 246

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和元年度 (令和2年1月24日付31千政人事発第1407号 令和2年度開始) 2. 継続年数 2年目 3. プロポーザル選定の結果に基づき、下記業者を契約の相手方として行った令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称・住所は別表のとおり
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	882,615,640 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

【別表】 契約の相手方

最終被選定者	所在地
株式会社アヴァンティスタッフ	東京都中央区日本橋兜町 6-7
旭化成アミダス株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目 2 2 番地 テラススクエア 5 階
株式会社アスカ	東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村 ビル 23 階
アデコ株式会社	東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急 ビル
株式会社ウィッシュ	東京都渋谷区広尾 5-6-6 広尾プラ ザ
株式会社我喜大笑	東京都千代田区神田駿河台 1-7-10
株式会社シグマスタッフ	東京都品川区上大崎 2-25-2 新目黒東急 ビル 6 階
株式会社総合キャリアオプション	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
株式会社テンドーラビングケアサービス	東京都中央区銀座 3-9-19 吉澤ビル
パーソルテンプスタッフ株式会社	東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズ タワー
株式会社パソナ	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
マンパワーグループ株式会社	東京都港区芝浦三丁目 1 番 1 号 田町ス テーションタワーN 30 階
株式会社メディカル・コンシェルジュ	東京都渋谷区恵比寿南一丁目 5 番 5 号 JR 恵比寿ビル 11 階
株式会社リクルートスタッフィング	東京都中央区銀座 8-4-17 GINZA8 ビル

特命随意契約理由書

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本事業の理学療法の実施には、下記の条件を満たす必要がある。 1. 基本的動作能力の回復を図る専門職である「理学療法士」の資格を持つものが従事すること。 2. 同時に複数の高齢者の自宅への訪問が必要になっても理学療法士の手配が可能なこと。 3. 区内訪問看護ステーション等と連携して業務を履行できること。 下記法人は、都で唯一社団法人として認められた理学療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 東京都理学療法士協会 住 所 東京都渋谷区代々木2-26-5 バロール代々木409号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,340,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本事業の作業療法の実施には、下記の条件を満たす必要がある。 1. 諸機能の回復・維持開発を促す作業活動を用いて行う治療、訓練、指導および援助の専門職である「作業療法士」の資格を持つものが従事すること。 2. 同時に複数の高齢者の自宅への訪問が必要になっても作業療法士の手配が可能なこと。 3. 区内訪問看護ステーション等と連携して業務を履行できること。 下記法人は、都内在住在勤の作業療法士を中心に構成された作業療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 東京都作業療法士会 住 所 東京都新宿区新宿5-4-1 新宿Qフラットビル501
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,340,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 区内全域への派遣ができること。 2 対象者が高齢者であることから、担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ACTIVE CARE AGENCY アクア訪問看護ステーション 住 所 千代田区神田司町2-17-6 新商神田ビル5F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,340,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 区内全域への派遣ができること。 2 対象者が高齢者であることから、担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 有限会社くくむ 岩本町訪問看護ステーション 住 所 千代田区東神田 1-5-1 デイハム神田岩本町 703 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ ^{2,340,000} 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

472

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 区内全域への派遣ができること。 2 対象者が高齢者であることから、担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ステラ 九段訪問看護ステーション 住 所 千代田区九段北1-10-5 九段櫻ビル8階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,340,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

473

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 区内全域への派遣ができること。 2 対象者が高齢者であることから、担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社双泉メディカルサポート 住 所 東京都葛飾区青戸 5-30-4 三和ニードルベアリングビル 4 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,340,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

428

件 名	西神田けやきの広場及び西神田百樹の広場管理作業（第705号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田けやきの広場及び西神田百樹の広場の美観を維持するため管理作業を行う。
選 定 理 由	西神田けやきの広場は、再開発事業により千代田ファーストビル東館・西館と一体的に整備された東館エリアにある。この広場の維持管理については、『西神田けやきの広場の維持管理に関する委託協定書』を締結し、下記業者が行うものとしている。 したがって、隣接している西館エリアの西神田百樹の広場の維持管理についてもエリア全体の業務と密接に関連する付随的な業務であるため、同一業者が行うことで総合的かつ効率的な維持管理を行うことができる。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：住友不動産株式会社 住 所：新宿区西新宿二丁目4番1号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	※ 単価 1,507,198 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

422

件 名	千代田区安全・安心メール配信サービス運用・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	安全・安心メールは、区民等を対象に、防災や防犯に関する情報を任意に登録された携帯電話等へ届けるメール配信システムである。
選 定 理 由	1 導入年度 令和2年度(令和3年2月開始)指名競争入札 2 継続 導入後2年度目 千代田区安全・安心メールは、下記業者が構築しており、当該システムの保守業務については、既設の情報処理システムと密接不可分の関係にある。このため同一者以外では、責任区分が不明確となり、故障発生時の原因究明、故障修理などが困難になることで、業務履行が達成できない恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 バイザー株式会社 住 所 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,014,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

377

件 名	千代田区広報板へのポスター掲示および除去業務
種 類	業務:委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区広報板の円滑な運営を図るため、広報板へのポスター掲示及び除去業務を行う。
選 定 理 由	広報版へのポスター等の掲出・撤去の運営については、平成 22 年 3 月 1 日付で締結した「千代田区総合防災案内板及び広報板の設置及び維持管理等に関する協定」の第 13 条の 2 に協定の相手方が実施する旨規定されている。 このため、協定締結先である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人日本ソフトインフラ研究センター 住 所 千代田区飯田橋 2-5-5 ヨシヒコビル
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,356,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区配偶者暴力相談支援センター事業実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区男女平等推進行動計画に基づき、千代田区男女共同参画センターMIWを運営しており、相談を拡充するかたちで千代田区配偶者暴力相談支援センター(以下：配暴センター)の機能設置を行う。
選 定 理 由	配暴センターの機能設置にあたり、DV被害者の相談に対応する専門の相談員を確保する必要がある。現在MIWでは相談者の幅広いニーズに応えるため、各自治体や男女共同参画センター等での実績がある相談員による相談事業を実施しており、プロポーザル方式業者選定により株式会社生活構造研究所に運営を委託している。 相談業務の拡充により配暴センターを運営するため、配暴センター運営業務を行えるのは現在MIWを運営している事業者のみである。 以上により、下記の者を契約の相手方として選定する。
契約の相手方	名 称 株式会社生活構造研究所 住 所 東京都千代田区麴町二丁目5番地4
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,498,704 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	国際平和・男女平等 인권課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区役所本庁舎駐車料金収入管理等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎（以下「合同庁舎」という。）の駐車料金収入管理業務並びに水道及びガス料金に係る負担按分表作成等業務を行う。
選 定 理 由	国による一般競争入札の結果、下記業者が合同庁舎の「建設設備管理業務」受託者となった。 駐車料金精算設備の管理は合同庁舎全体の設備管理の一環として当該事業者が行っており、合同庁舎全体の光熱水量（電気・ガス・水道）についても当該事業者が管理している。 こうした状況を踏まえ、本業務を当該受託者に委託することにより効率的かつ円滑な事務の執行が可能となる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 シミズ・ビルライフケア 住 所 東京都中央区京橋2-10-2 ん利彦ビル南
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,739,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

548

件 名	地域コミュニティ醸成支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	「地域に住み、働き、学び、集う全ての人や団体が、『住みやすいまち、居心地のよいまち』をつくるという共通目標に向かって相互に連携・協働し、地域課題の解決に向けて主体的に活動できる環境を整える」ことを目標とする施策の支援策の1つとして、以下のような取組みを行う。 (1) 持続可能な地縁コミュニティネットワーク構築支援 (2) マンション住民等のコミュニティ参加の活性化 (マンションコミュニティ・ゼミ) (3) 区内活動団体の交流イベント (ちよだコミュニティラボライブ!) (4) 区内のコミュニティ活動、イベントの情報発信 (5) 町会・コミュニティ活動団体からの相談・支援
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年度開始) (令和4年3月24日付決裁 3千地コ総発第211号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 4 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社エンパブリック 代表取締役 廣石 拓司 住 所 東京都文京区弥生2-12-3 301
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,261,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地域リハビリテーション活動支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リハビリテーション専門職が、通所型介護予防事業、地域ケア会議、サービス担当者会議等の場でケアプランやプログラム改善に向けた助言や提案を行う。更に、通いの場の立ち上げ支援を支援者と共にすすめ、自立支援の強化に資する業務を行う。
選 定 理 由	本事業を実施するためには以下の条件を満たす必要がある。 1 区内医療機関で、回復期リハビリテーション施設基準を満たしていること。 2 リハビリテーション専門医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を複数配置することで人的余力を確保していること。 3 介護保険の通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションを実施していること。 下記事業者は、区の在宅ケア（医療）の拠点としての役割を担っており、契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名： 国家公務員共済組合連合会 九段坂病院 所在地： 東京都千代田区九段南1-6-12
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,155,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
委託期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地域リハビリテーション活動支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リハビリテーション専門職が、通所型介護予防事業、地域ケア会議、サービス担当者会議等の場でケアプランやプログラム改善に向けた助言や提案を行う。更に、通いの場の立ち上げ支援を支援者と共にすすめる、自立支援の強化に資する業務を行う。
選 定 理 由	本事業を実施するためには以下の条件を満たす必要がある。 1 リハビリテーション専門職（リハビリテーション専門医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士）の資格を持つものが従事すること。 2 同時に複数の従事者が必要になっても、リハビリテーション専門職の手配が可能なこと。 3 区の介護予防事業に精通し、介護サービス事業者、医療機関等と連携して業務を履行できること。 下記法人は、都内在住・在勤の作業療法士を中心に構成された作業療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名： 一般社団法人 東京都作業療法士会 所在地： 東京都新宿区新宿 5-4-1 新宿Qフラットビル501
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,155,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
委託期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	撤去自転車等廃棄処分
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内路上等にて撤去され、引取り人等への返還がなされなかった自転車等を廃棄処分し、自転車保管場所のスペース確保と自転車等の返還環境を整える。
選 定 理 由	当案件について、令和4年3月11日に見積合わせを行ったが、応札業者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 有明興業株式会社 住 所 東京都江東区若洲二丁目8番25号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,928,300 円 (消費税を含む) ※ 印 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	特別区民税・都民税にかかる課税資料整理等業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別区民税・都民税にかかる業務のうち、給与支払報告書等の資料整理、課税照会への回答資料とりまとめ等、課税事務にかかる定型的な業務処理を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和2年10月12日付2千地稅務発第339号) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条 6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 引続き令和4年度も契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士ソフトサービスビューロ株式会社 住 所 東京都墨田区江東橋二丁目19番7号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,875,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和4年6月30日まで
担 当 課	地域振興部税務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

207

件 名	和泉小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	和泉小学校には、民設民営のいずみ学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。なお、令和3年度の業務成績は良好である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日本デイケアセンター 住 所 東京都千代田区神田猿樂町2-2-3 NSビル7階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,348,910 円（消費税を含む） ※物価変動 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ヒートアイランド対策計画見直しの検証及び現状調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	平成 18 年度に策定された「ヒートアイランド対策計画」の見直しに向けて、学識経験者などで設置された「千代田区ヒートアイランド対策計画見直し検討部会」の意見を伺いながら、区のヒートアイランド対策の実施状況を検証するとともに、区内のヒートアイランド現象の状況を把握するための現状調査から対策計画見直しへ向けての方向性を検討する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 3 年度（令和 4 年度開始） （令和 4 年 3 月 25 日付 3 千環環政発第 364 号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 国際航業株式会社 住 所 東京都新宿区北新宿 2-21-1 新宿フロントタワー
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 8 日
※ 契約金額	27,973,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地方連携による再生可能エネルギー供給構築等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「2050 ゼロカーボンちよだ」実現に向け、区内事業者及び区民の再生可能エネルギーの利用促進を図るため、地方連携を主体とした区外の再エネ発電施設等で発電した再生可能エネルギーを区内へ供給するための仕組みを構築する。また、更なる供給拡大のため、新規施設整備等を含めた効果的かつ実現性の高い供給手法の検討を行う
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年3月31日付3千環環政発第372号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社まち未来製作所 住 所 神奈川県横浜市中区海岸通4-17 東信ビル6F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 11 日
※ 契約金額	10,615,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

562

件 名	今後の教育のあり方検討支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	現在、千代田区では児童・生徒数が急増し、学級編成への影響や教室の不足等、区立学校の運営に課題が生じている。活用の優先度等を考慮し、特別教室の一部を普通教室に転用する等の対応を行っているが、今後も人口の増加が続いていくと、現在の対応だけでは限界がある。本業務において、課題解決に向けて新たな方策を検討するための支援を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年3月23日付決裁 3千子総発第245号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社創建 東京本部 住 所 東京都港区芝公園一丁目3番8号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 13 日
※ 契約金額	3,993,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁LANシステム用ノートパソコンの追加分賃貸借(令和4年度不足分)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> (賃貸借)
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区全庁 LAN で利用しているノートパソコンが職員数増により不足していることから、不足分の機器等(パソコン、ソフトウェア)の賃貸借を行う。
選 定 理 由	全庁LANシステムで使用するノートパソコンについては、全庁LANシステム構築事業者による動作確認が行われたものであるが、現在生産されているノートパソコンは、CPUの世代が異なるため使用できない。そのため、動作確認がされている旧世代のCPUを搭載しているノートパソコンを調達するのは困難になってきている。 また、世界的な半導体不足により、ノートパソコン自体の供給が不安定となっており、供給事業者側の在庫が常に流動的となっている中で、全庁LANシステムで利用可能な端末を、現時点で必要な台数を一括して確実に手配可能であるのは下記事業者のみである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：横河レンタ・リース株式会社 住所：東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 4 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 13 日
※ 契約金額	4,152,390 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年5月16日～令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	災害対策用備蓄物資再活用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	災害対策用物資の再活用について、配布先の選定や輸送、連絡調整の業務を委託し、物資の有効的な活用を推進する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 食品ロスの削減を推進する団体であり、区の災害対策物資を有効活用することについて、千代田区と覚書を交わしていること。 2 区と協力し各種事業を実施する一方、自ら各種の事業やイベントを通じた食品の再活用を積極的に推進していること。 3 備蓄物資の再活用について豊富な実績を有し、これまでの対応も良好であること。 上記の条件について一部を満たすものは複数存在するが、隣接した区域で全てを満たすものは限定される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人日本非常食推進機構東京事務所 住 所 東京都千代田区麹町三丁目1番8号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 25 日
※ 契約金額	4,876,828 円 (消費税を含む)
契約 期 間	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担 当 課	災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	災害対策用備蓄物資再活用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	災害対策用物資の再活用について、配布先の選定や輸送、連絡調整の業務を委託し、物資の有効的な活用を推進する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 食品ロスの削減を推進する団体であり、区の災害対策物資を有効活用することについて、千代田区と覚書を交わしていること。 2 区と協力し各種事業を実施する一方、自ら各種の事業やイベントを通じた食品の再活用を積極的に推進していること。 3 備蓄物資の再活用について豊富な実績を有し、これまでの対応も良好であること。 上記の条件について一部を満たすものは複数存在するが、隣接した区域で全てを満たすものは限定される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人食品ロス・リボーンセンター 住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目 21 番地 ちよだプラットフォームスクエア
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 25 日
※ 契約金額	4,876,828 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担 当 課	災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	本庁舎サーバ室電源設備停電対応業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本区本庁舎サーバ室における電源増設工事に伴い、停電の影響がある本庁舎サーバ室分電盤配下の機器及び関連機器に対して、バックアップ、ネットワーク機器並びに IP 電話システム等の停止を行う。
選 定 理 由	下記業者は、平成 28 年度に全庁 LAN システム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。 本庁舎サーバ室における電源増設工事に伴い、分電盤配下の機器及び関連機器についてバックアップなどの停電対応を実施する必要がある。 本業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 東日本電信電話株式会社 東京事業部 所 在 地 東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 4 年 9 月 28 日
※ 契約金額	891,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 4 年 6 月 30 日まで
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	軽井沢少年自然の家のあり方検討支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	平成28年から休館している「軽井沢少年自然の家」について、様々な視点で検討を行い、幅広く意見を聞きながら、最適な利活用方法を決定するための支援を行う。
選 定 理 由	下記事業者は、令和3年度にも軽井沢少年自然の家のあり方検討支援業務を受託した事業者である。令和3年度は、学識経験者や学校関係者等で構成する検討協議会での議論や現地視察等を踏まえ、活用方針や整備方針の案を策定したところである。令和4年度はこれまでの検討内容を踏まえてさらに検討を進め、基本構想の策定を予定している。 このことから、今回の業務を行うに当たり、これまでの検討内容を十分に理解している下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社創建 東京本部 住 所 東京都港区芝公園一丁目3番8号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,970,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担 当 課	教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者訪問理美容サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	歩行困難な在宅高齢者に理容師、美容師を派遣し、理美容サービスを提供する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 利用者数が少なくとも区内全域への派遣ができること。 2 利用者が高齢者であることから、サービスの変更や担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす理容組合者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京都理容生活衛生同業組合 千代田支部 住 所 千代田区五番町4番地19
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,288,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者訪問理美容サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	歩行困難な在宅高齢者に理容師、美容師を派遣し、理美容サービスを提供する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 利用者数が少なくとも区内全域への派遣ができること。 2 利用者が高齢者であることから、サービスの変更や担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす理容組合者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京都理容生活衛生同業組合 千代田支部神田地区 住 所 千代田区富士見二丁目6番12号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,288,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

441

特命随意契約理由書

件 名	高齢者訪問理美容サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	歩行困難な在宅高齢者に理容師、美容師を派遣し、理美容サービスを提供する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 利用者数が少なくとも区内全域への派遣ができること。 2 利用者が高齢者であることから、サービスの変更や担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす理容組合者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京都美容生活衛生同業組合 神田支部介護事務局 住 所 千代田区五番町 5 番地 6 ビラカーサ五番町 103 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,288,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

186

件 名	区立学校施設等の機械警備業務（番町小学校・幼稚園 他1施設）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校・幼稚園、一番町児童館における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	各施設は、番町小学校・幼稚園が平成 19 年、一番町児童館が平成 11 年から、下記業者製の現行の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 3 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 渋谷区神宮前 1-5-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,194,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

186

件 名	ふれあい会館機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	ふれあい会館の警報機器等による防犯防災警備業務
選 定 理 由	ふれあい会館では、平成10年4月の機械警備導入時に警報機器等の設置をしている。この機械警備機器の運用は、下記業者に限られ令和3年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き、円滑な警備業務を継続する必要があるため、令和4年度も契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,119,360 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	千代田区役所 和泉橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

186

件 名	「神保町ひまわり館」施設機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「神保町ひまわり館」における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	「神保町ひまわり館」は、平成9年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和3年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,347,720 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 神保町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

186

件 名	花小金井運動施設機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	花小金井運動施設における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	花小金井運動施設は、平成 14 年度から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 3 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前 1-5-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	330,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	生涯学習スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

186

件 名	九段中等教育学校機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	九段中等教育学校は、富士見校舎が平成17年度から、九段校舎が平成23年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和3年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 渋谷区神宮前1-5-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,085,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

186

件 名	旧万世橋出張所・区民会館機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	施設内における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者、地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	施設に設置している機器は下記業者が設置したものであり、施設管理上、引き続き同一業者に委託する必要がある。 また履行状況も良好であるため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 渋谷区神宮前1丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	208,560 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区総合計画策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区の新たな総合計画の策定に関し、助言・提案・情報収集・分析、各会議の運営及び総合計画の作成支援等を行い、策定作業の円滑化を図る。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年3月18日付3千政企発119号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3. 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 有限責任監査法人トーマツ 住 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	26,361,500 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部企画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、令和3年度に実施した「認知症早期発見事業」の訪問調査等により発見された認知症の疑われる区民に対し、訪問調査を行った調査員が引き続き定期的な訪問等による見守りや相談等を行い、早い時期から安定した在宅生活が確保されるよう必要な支援を実施する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 DASC 研修会等に参加し、その技術を身に付けていること。 2 成人・高齢者の訪問看護実績があること 3 千代田区が開催する、在宅医療・介護連携推進協議会、在宅医療・介護連携推進協議会認知症連携推進部会、高齢者サポートセンター評価委員会等、医療連携の諸会議において委員を配置していること。 4 区内全域への派遣ができること。 5 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 なお、下記業者は「訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務」（契約日 令和3年4月1日）を受託した事業者であり、その業務評価は良好である。 以上の理由により、引き続き今回の業務について、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 別添のとおり 住 所
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	総価 880,000 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書 別添

契約の相手方	
①	名 称 株式会社ACTIVE CARE AGENCY アクア訪問看護ステーション 住 所 千代田区神田司町2-17-6 新商神田ビル5F
②	名 称 有限会社くくむ 岩本町訪問看護ステーション 住 所 千代田区東神田1-5-1 ディアハイム神田岩本町703号
③	名 称 株式会社ステラ 九段訪問看護ステーション 住 所 千代田区九段北1-10-5 九段櫻ビル8階
④	名 称 株式会社双泉メディカルサポート かのん訪問看護ステーション 住 所 葛飾区青戸5-30-4